

USPTO、COVID-19 関連の査定系審判請求における 早期審理試行プログラムを開始

2021 年 4 月 20 日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

4 月 15 日、米国特許商標庁（USPTO）は、COVID-19 関連発明の査定系審判請求（ex parte appeal）における早期審理試行プログラム¹を開始した。

概要は以下のとおり。

- 対象は、COVID-19 関連で食品医薬品局（FDA）承認の対象となっている製品やプロセスをクレームしている特許出願に関する審判請求。
- プログラムの利用希望者は、通常の審判請求を行って審判番号が通知された後で、利用申請書を提出する。
- 早期審理の申請料金は無料。
- USPTO は申請を許可してから 6 か月以内に決定を下すことを目指す。
- 申請の許可件数の上限は 500 件。現時点で時期の期限はない。

なお、USPTO はこのプログラムに先んじて、2020 年 6 月から COVID-19 関連発明の優先審査試行プログラム²を実施している。優先審査試行プログラムは、FDA 承認の対象となっている製品やプロセスのクレームを含む特許出願であって中小企業によるものを対象としている。申請の許可件数の上限は 500 件とされており、2021 年 4 月 20 日時点での申請件数は 605 件、申請の許可件数は 363 件である。

（以上）

¹ <https://www.uspto.gov/patents/patent-trial-and-appeal-board/covid-fast-track-appeals-pilot-program?MURL=PTABCOVIDFastTrack>

官報の URL は以下。

<https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/15/2021-07704/fast-track-pilot-program-for-appeals-related-to-covid-19>

² <https://www.uspto.gov/initiatives/covid-19-prioritized-examination-pilot>

官報の URL は以下。

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-05-14/pdf/2020-10372.pdf>